

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、設計第三良坂－3号 市道野曾原線道路修繕工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和8年8月 広島県）
 - ※土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載されている。
URL:<http://choutatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

第 3 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、前節(1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。
 - (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること

- (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務できないものとする。
 - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 4 節 週休 2 日制工事（発注者指定型）

本工事は、週休 2 日制工事（発注者指定型）であり、「三次市週休 2 日適用工事等実施要領」に基づき実施すること。

第 5 節 主任技術者の配置要件等

広島県共通仕様書1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第 2 章 材 料

第 1 節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

- 1 対象構造物
 - 令和 8 年 12 月 1 日から 令和 9 年 2 月 28 日 までの期間に施工するコンクリート構造物。
 - ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。
- 2 養生方法
 - 養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- 3 打設数量の確認
 - 対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第 3 章 施工条件

第 1 節 安全対策

1 交通誘導員・保安要員

内 容

交通誘導警備員を 9 人配置することを見込んでいる。
施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。
交通誘導警備員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第 2 節 盛 土

1 購入土〔搬入〕（新材料）

本工事では、30 m³の土砂購入を見込んでいる。
なお、新材料の購入土砂を見込んでいるが、他工事で発生した土砂の流用が見込める場合はその利用に努めることとする。
発注者において他工事流用土の確保を行った場合は、発注者から受注者に対しその旨を通知するので、協議に応じること。

第 3 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。
また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

第 4 節 工事支障物件

1 地下・地上支障物

支 障 物 件 名	上水道管のドレーン管
管 理 者	広島県水道広域連合企業団 三次事務所
位 置	現地にて仕切弁、ドレーン管の管口を確認すること。仕様図面にもおおよその位置を記載している。
移 設	仕様図面のとおり、本工事により移設することとする。詳細は発注者監督員と協議の上決定すること。
事 前 協 議	広島県水道広域連合企業団 三次事務所と事前に地下埋設物協議を行い、その結果を監督員に報告すること。

第 4 章 その他

1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。